

7 公的年金等の支払者が年金の受給者本人に係る機構保存本人確認情報<sup>(注)</sup>の提供を受けて作成した帳簿を備えている場合におけるその帳簿は、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に個人番号の記載を要しないこととすることができる公的年金等の支払者が備え付けるべき帳簿に該当することとされました。

この改正は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日以後に提出する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用されます。

(注) 機構保存本人確認情報とは、住民基本台帳法第 30 条の 9 に規定する機構保存本人確認情報をいいます。

## 8 「恒久的施設（PE）」の定義等の見直しが行われました。

### (1) 改正の内容

イ 恒久的施設（以下「PE」といいます。）認定の人為的回避防止措置の導入

(イ) いわゆる代理人 PE について、その範囲に、国内において非居住者又は外国法人（以下「非居住者等」といいます。）に代わって、その事業に関し、反復して契約を締結し、又は一定の契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者で、これらの契約が非居住者等の資産の所有権の移転等に関する契約である場合におけるその者を加えるとともに、独立代理人の範囲から、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者<sup>(注)</sup>に代わって行動する者を除外することとされました。

(注) 「特殊の関係にある者」とは、その個人又は法人との間に直接・間接の持分割合 50% 超の関係その他の支配・被支配の関係にある者をいいます。以下同じです。

(ロ) 保管、展示、引渡しその他の特定の活動を行うことのみを目的として保有する場所等については、その活動が非居住者等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合に限り、PE に含まれないものとされました。

(注) この取扱いは、事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する非居住者等と特殊の関係にある者がその事業を行う一定の場所等において事業上の活動を行う等の場合において、その事業を行う一定の場所等がその者の PE に該当する等の一定の要件に該当するとき（その事業上の活動が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限ります。）は、その事業を行う一定の場所については、適用されません。

(ハ) いわゆる建設 PE の期間要件について、二以上に契約を分割して建設工事等の期間を 1 年以下とすることにより PE とされる長期建設工事現場等に該当しないこととすることがその契約の分割の主たる目的の一つであったと認められる場合には、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除いて、分割された期間を合計して判定を行うこととされました。

ロ 租税条約上の PE の定義と異なる場合の調整規定等の整備

(イ) 我が国が締結した租税条約において国内法上の PE と異なる定めがある場合には、その租税条約の適用を受ける非居住者等については、その租税条約において PE と定められたものを国内法上の PE とすることとされました。

(注) 1 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律についても同様の改正が行われました。

2 (イ)の改正に伴い、「組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除（租税条約に関する届出書〔様式 19〕）」等の手続が廃止されました。

(ロ) いわゆる支店 PE について、その範囲を国内にある支店、事務所等その他事業を行う一定の場所に改めることとされました。

(ハ) 建設 PE について、建設 PE を構成する場所を、国内にある長期建設工事現場等に限定することとされました。

(ニ) 代理人 PE について、在庫保有代理人及び注文取得代理人の定義に関する規定が削除されるとともに、同業者代理人に関する措置を廃止する等の改正が行われました。

### (2) 適用関係

上記(1)の改正は、非居住者が平成 31 年（2019 年）1 月 1 日以後に支払を受けるべき所得税法第 212 条第 1 項に規定する国内源泉所得及び外国法人が平成 31 年（2019 年）1 月 1 日以後に開始する事業年度において支払を受けるべき所得税法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する外国法人課税所得について適用されます（その他所要の経過措置が講じられました。）。)

9 店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税制度について、適用期限が平成 33 年（2021 年）3 月 31 日（改正前：平成 30 年（2018 年）3 月 31 日）まで延長されました。

10 国民年金法又は厚生年金保険法に規定する年金の支給を受ける権利の消滅時効が完成した場合において、その権利の消滅時効を援用せずに居住者に支払われる年金については、源泉徴収を要しないこととされました。

この改正は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日以後に支払われる年金について適用されます。

11 配当等とみなす金額について、対価の交付が省略されたと認められる非適格合併又は非適格分割型分割が行われた場合には、その非適格合併又は非適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人の株主等が株式その他の資産の交付を受けたものとみなして、対価の交付があった場合と同様に、その省略された対価を配当等とみなして計算することとされました。

この改正は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日以後に行われる対価の交付が省略されたと認められる合併及び分割型分割について適用されます。

### 平成 32 年（2020 年）1 月 1 日以後に適用される改正事項

（注）以下の項目 12～21 の改正は、平成 30 年（2018 年）及び平成 31 年（2019 年）については従前のとおりです。

12 給与所得控除の見直しが行われました。

この改正は、平成 32 年（2020 年）分以後の所得税について適用されます。

- (1) 給与所得控除額が一律 10 万円引き下げられました。
- (2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円、その上限額が 195 万円にそれぞれ引き下げられました。

（注）1 一定の要件を満たす居住者について、所得金額調整控除の適用を受けることができることとされました（詳しくは、下記 15 をご覧ください。）。

- 2 これらの改正に伴い、平成 32 年（2020 年）分以後の「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されます。

改正後の給与所得控除額は、次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%－10万円	その収入金額×40%
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋8万円	その収入金額×30%＋18万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋44万円	その収入金額×20%＋54万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋110万円	その収入金額×10%＋120万円
850万円超1,000万円以下	195万円	
1,000万円超		

13 公的年金等控除の見直しが行われました。

この改正は、平成 32 年（2020 年）分以後の所得税について適用されます。